

令和８年度条件付一般競争入札を次のとおり行うので公告する。

令和８年８月３日

京田辺市長 上 村 崇

１ 入札に付する工事

別紙のとおり

２ その他

入札参加を希望する市内業者は、所定の日までに必要書類を提出すること

。

なお、この入札は、京都府共同利用電子入札システムによる電子入札対象案件である。

1 工事名及び入札参加資格等
(土木工事業 B)

工事番号	8-17k
工事名	令和7年度繰越明許 市道水取打田線道路改良工事
工事場所	京田辺市 打田 地内
工事概要	①大型ブロック積み A=72.8 m ² 、 ②ブロック積み A=18.4 m ² ③プレキャスト U 型側溝 L=24.4m
予定工期	契約日の翌日から令和9年3月31日まで
税抜予定価格	事後公表
税抜最低制限価格	有り
週休2日制工事	対象（発注者指定型） 当初予定価格には完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているため、 入札時においては留意すること。
入札参加資格等	【共通事項】 次のいずれにも該当する者であること。 (1) 京田辺市建設工事競争入札参加資格者名簿に市内業者として登録され、京田辺市建設工事条件付一般競争入札における参加資格である総合評点の算定実施要領に基づいて算定された総合評点の通知を受けている者であること。 (2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）提出期間の最終日から入札執行の日までの期間において、京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領（令和5年京田辺市告示第37号）に基づく競争入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (4) 京田辺市の事業執行に対し、非協力的行為等を行った者でないこと。 (5) 健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の全てに加入している者（法令の規定により適用を除外されている者を除く）であること。 【個別事項】 次のいずれにも該当する者であること。 (1) 土木工事業での一般建設業の許可を有し、総合評点が710点以上の者又は土木工事業での特定建設業の許可を有し、総合評点が710点以上810点未満の者 (2) 自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある「土木一式工事」に係る主任技術者資格又は監理技術者資格を有する技術者を工事現場に配置できる者であること。この場合、「恒常的な雇用関係」とは、確認申請書の提出日以前に3か月以上雇用関係があることをいう。なお、技術者配置に係る専任・非専任は建設業法の定めによること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに確認申請書を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 提出書類

① 確認申請書

(3) 提出期間

令和8年8月6日（木）午前9時～午後6時まで

令和8年8月7日（金）午前9時～午後3時まで

なお、(4)に示す持参又は郵送による提出の場合、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。

(4) 提出方法

- ① 京都府共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により申請（提出）すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、確認申請書のみを電子入札システムにより提出することとし、添付資料のすべてを持参又は郵送（(3)に示す提出期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

- ② やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、紙入札方式参加承諾願（京田辺市公共工事電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）様式第2号）とともに(2)に示す提出書類を(3)に示す提出期間内に持参すること。なお、紙入札者の郵送による提出は、認めない。

- ③ 持参又は郵送する場合の提出先

〒610-0393

京都府京田辺市田辺80番地 京田辺市建設部建設政策推進室

3 入札参加資格の確認通知

- (1) 確認申請書等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- (2) 入札参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）は、令和8年8月10日（月）に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者については電話等で連絡するので、連絡以降、通知書を京田辺市建設部建設政策推進室まで受け取りに来ること。

4 設計図書の閲覧

- (1) 仕様書、工事図面及び金抜設計書等については、京都府共同利用入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）において公開するので、原則として本公告に示す公開期間内にダウンロードすること。ただし、やむを得ず窓口での配布を希望する場合は、事前に京田辺市建設部建設政策推進室へ申し出ること。その場合、本工事の入札参加要件を満たすものに限り、有償で配布する。

- (2) 窓口での配布期間

公告日の午前9時から入札受付最終日の午後5時まで

5 質問受付及び回答

- (1) 質問の提出方法

入札担当課まで直接持参の上、提出されるか、若しくは、Wordデータで提出すること。なお、電子メールで提出した際は、入札担当課へ受領確認の電話連絡をすること。

- (2) 質問受付締切り

令和8年8月18日（火）正午

- (3) 回答日

令和8年8月21日（金）午後1時以降

入札情報公開システムに掲載する。

6 入札期間、予定価格の公表、予定価格に関する質疑の受付・回答及び開札日

(1) 入札期間

令和8年8月27日（木）午前9時～午後6時

令和8年8月28日（金）午前9時～午後5時

(2) 予定価格の公表

令和8年8月28日（金）午後5時以降

入札情報公開システムにおいて公表する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付締切り

令和8年9月1日（火）正午

質疑がある場合は、「予定価格に係る照会書」を FAX で入札担当課へ提出すること。

(4) 予定価格に関する質疑への回答日

令和8年9月3日（木）

質疑への回答は、質疑を提出した業者へ個別に FAX で回答する。

(5) 開札日

【予定価格に関する質疑がないとき】

令和8年9月2日（水）

【予定価格に関する質疑があるとき】

令和8年9月4日（金）

開札予定時間については、入札情報公開システムにおいて公表する。

7 入札の方法等

(1) 本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

ただし、紙入札者については、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に京田辺市建設部建設政策推進室へ入札書を提出（必着）すること。紙入札者の提出方法については、電子入札運用基準第18条第4項によること。

(2) 工事費内訳書

工事内訳書は、電子入札システムにより入札書とともに**必ず**提出すること。（紙入札者の提出方法については、（1）によること。）

なお、開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札は、本公告の「12 その他（1）入札の無効等に関する事項⑥その他、入札条件に違反した者」に該当するものとして、無効とする。

(3) 注意事項

本公告に示す税抜予定価格は、消費税を含まない金額である。

8 落札者の決定

税抜予定価格以下で税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選（電子入札システムにおけるくじ）により落札者を決定する。

9 支払条件

(1) 前払金 有

請求があった場合、請負代金額の4割を超えない範囲で支払う。

(2) 中間前払金 有

請求があった場合、「京田辺市公共工事の中間前金払に関する事務取扱要領」に従い、請負代金額の

2割を超えない範囲で支払う。

(3) 部分払

次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に定める回数とする。

(ア) 2,000万円以上6,000万円未満 1回

(イ) 6,000万円以上1億円未満 2回以内

(ウ) 1億円以上 3回以内

(4) 中間前払金と部分払の選択

「京田辺市公共工事の中間前払金に関する事務取扱要領」の規定による。

(5) 精算払 工事完成時に行う。

10 入札保証金 免除

11 契約保証金

(1) 請負者は、契約の締結と同時に次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、⑤の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を京田辺市に寄託しなければならない。なお、契約金額が500万円未満となる場合は、契約保証金の納付を免除する。

① 契約保証金の納付

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

③ 契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは京田辺市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

④ 契約に係る債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑤ 契約に係る債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

12 その他

(1) 入札の無効等に関する事項

次の各号の一に該当する者のした入札は無効又は失格とする。

① 入札に参加する資格のない者

② 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

③ 入札に関し連合等の不正行為をした者

④ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

⑤ 税抜最低制限価格未満の金額又は事前公表された税抜予定価格を超える金額で入札した者

⑥ その他、入札条件に違反した者

(2) 入札時点で配置を予定していた技術者が、他の落札案件に配置する等の理由により配置できなくなり、入札に参加する資格がなくなった場合、開札日の前日までに「入札無効申請書」を押印の上、入札担当課に持参により提出することで、当該案件の入札を無効にすることができるものとする。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該申請を無効とするとともに、競争入札参加資格の停止を行う場合がある。ただし、「入札無効申請書」を提出した場合には、この限りではない。

(4) 本市HPで公表している「建設工事と技術者について」の4に規定する現場代理人については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事と兼務はできない。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、連絡体制が確保されると認めた場合は、この限りでない。

(5) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者の中から1名の技術者を選定し、本工事に配置す

ること。なお、技術者の資格要件及び専任要件の詳細な確認については、契約時に行う。

(6) 落札者は、京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）第12条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。なお、契約金額が150万円未満の場合については、この限りでない。

(7) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

1.3 入札及び契約手続における担当部課

京田辺市建設部建設政策推進室

電話番号 0774-64-1340（直通）

FAX番号 0774-62-2844

メールアドレス pp-kensetu@city.kyotanabe.lg.jp